

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

登別市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って  
家計が苦しい

失業して、  
家賃が払えない

公共料金に  
滞納がある

求職活動が  
うまくいかない

相談相手が  
いない

債務の返済で  
困っている

お問合せ先

登別市中央町6丁目11番地

**登別市役所 生活支援相談室**

(1階8番窓口 社会福祉グループ内)

☎0143(85)1911 【平日9:00~17:30】

# 住居確保給付金のご案内

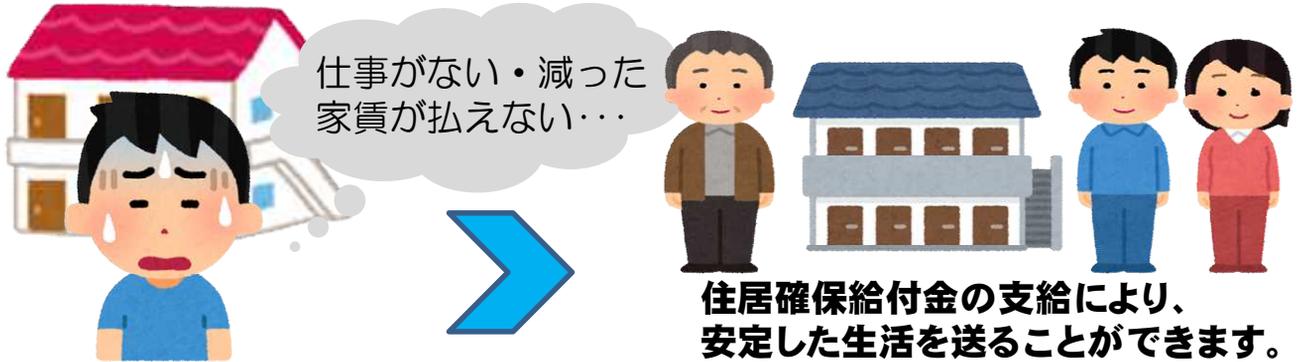
**令和2年4月20日から対象者が拡がります**

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を登別市から家主さんに支給します。

**これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方**

**令和2年4月20日以降**

**離職・廃業から2年以内または休業等により  
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、 <b>またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？</b>	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※登別市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>11.1</td><td>16.0</td><td>19.8</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>3.0</td><td>3.6</td><td>3.9</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	11.1	16.0	19.8	支給家賃額（上限額）	3.0	3.6	3.9
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）	11.1	16.0	19.8										
支給家賃額（上限額）	3.0	3.6	3.9										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の**登別市役所 生活支援相談室**に相談してください。